

光市医師会報

昭和51年6月発行

No. 47



真理と喧嘩すれば
いつでも負ける

(サイラス)

光市医師会

医師会月間行事

※5月11日(火)理事会 午後7.30 於医師会館

○協議事項 (1)市民病院整形外科新設の件(適正配置委員会の答申による)(2)税に関する事項。6月税務に関する研修会予定(3)原爆被災者検診について。出務者の割当て。

○報告事項 (1)医師互助会支部長会議、医師国保組合会議、県代議員会議についての諸報告。(2)県医部会担当理事、都市代表者等の役員名について。(3)救急業務の協力について(4)県立衛生看護学院卒業生について(5)昭和51年度日脳予防対策について。(6)昭和49年度山口県成人病統計について(7)昭和51年度社会貢献者表彰候補者の推せんについて(8)昭和51年度医薬品価格調査の実施について(9)徳山血液センター(採血)出張所の休業について(10)鳥取県医師会より適配規則の送付についての依頼(11)山口銀行の融資について(12)呼吸器疾患調査こん談会について報告。タルク記載の下松市医師会に依頼

※5月20日(木)保険診療研修会(下松市医師会と合同主催)於下松市民館 午後7.30。

※5月25日(火)例会 於光市医師会 午後7.30

○報告事項 (1)県代議員会、医師互助会支部長会議、医師国保組合会議報告(2)産業医講習会の件(3)医事紛争担当理事協議会報告(2)保険研究会について(5)大腿四頭筋等拘縮症の健康診査について(6)呼吸器疾患調査について(7)会報委員会報告(8)税務こん談会について(9)下松市医師会協同組合の葉びん購入の件(10)学校伝染病の登校停止の基準について

※5月25日(火)臨時総会 於光市医師会 午後8.30

○議題 光市民病院に整形外科増設の件
○議事 (1)本件提出までの経緯
(2)質疑及び意見交換
(3)意見書及び増設の件承認
○出席者 出席者23名、委任状提出者11名

※6月10日(木)理事会 於光市医師会 午後7.30

○報告・連絡事項 (1)毒物、劇物事故応急措置要領について(2)医師賠償責任保険(安田)の更新について(3)昭和51年度地域医療に関する調査について(4)「地方医師会の国家議員への働きかけ」について(5)山口県医学会誌第10号原稿について(6)予防接種委託料について(7)諸会の開催(1)光市学校保健会総会、(2)第2回山口県内臨床検査センター協議会(3)山口県医学会(4)山口県内科医会(8)呼吸器疾患調査について(9)山口の母子保健について
○協議事項 (1)昭和51年度日医連への寄付金について(2)光市との懇談会について

予防接種法の一部改定 四種を指定

○政府は6月15日の閣議で、予防接種法施行令の一部を改正する政令を決定した。今回の政令は先の通常国会で成立した予防接種法の改正にともない、当面施行が急がれる乳幼児を対象とした定期接種の疾病とその接種期間を定めたものがおもな内容で19日より施行される。それによると「定期接種の対象疾病は先に厚生省がまとめた原案通りの「痘そう」「ジフテリア」「百日ぜき」「急性灰白髄炎」の4種類であるが、痘そうを除く三種の接種期間については原案よりも幅を持たせておる。これは原案が免疫

学的にみて理想的な期間としながらも、これでは現在維持している免疫率が確保できず、また現場の混乱をさけるにも接種期間を延ばした方がベターであるとの「実態論」を優先させたためである。なお同法最大の焦点である被害者の救済措置（給付金額等）にかんする政令案がまとまるのは早くとも月末である。

○「定期」接種の対象疾病と接種期間は次の通り。

- (1)痘そう＝生後36月から生後72月に至る期間
- (2)ジフテリア＝①生後3月から生後72月に至る期間 ②前期の予防接種後12月から18月に至る期間 ③12才に達する日の属する年度
- (3)百日ゼキ＝①生後3月から生後48月に至る期間 ②前期の予防接種後12月から18月に至る期間
- (4)急性灰白髄炎＝生後3月から生後48月に至る期間

医事紛争に関する12章

1. 血のかよった診療をしよう

医療を診療の売買とも見る現世相、低医療費政策下の出来高払方式等、困難な点が多いが、その手に直接生命を触れる医師としては、「目には目、の譬えはとらず、最善を尽くして診療に当たろう。人にして心があるならば感ずることもあるであろう。

2. 十分に聞き、慎重に話そう

よく聞くことは、対手を識る第一歩である。また、「うしろめたさ、を感じない真実の言葉は、患者の心を動かすであろうし、後の紛争も少なくするであろう。軽卒や見栄は危険である（特に診断や予後に関して）

3. 自己を知り、向上に努めよう

日進月歩の医療水準に達することは容易ではない。自己の限界を知って、生兵法を用いる

ことなく、譲るべきは譲って明日への努力をしよう。

4. 分を尽くして、をこえまい

自己の為すべきを他人に委ね、または、他人の分野に介入して、過ちをおかすまい（特に看護婦等、診療補助者の業務の限界）

5. すべて正統的に行なおう

診断も治療も、ルールを守り、手を省かず奇を用いず、自分も患者も納得のいくものにしよう。

- (1) 法規その他「きまり」を習熟しよう
- (2) 診断の手順としての検査を励行しよう
- (3) 特に、注射の「きまり」を厳守しよう

6. 危険を予測し、その回避と対策に万全を期そう

「こうすれば、こうなるかも知れない、ことを考慮して、危険な結果の回避に努め、また、万一の場合に処する備えを充分にしよう。

特にショックの対策として

(1)ポスター等を利用して、患者の申出を求めよう

(2)既往歴では、必ずこのことを問いただそう

(3)危険を伴う薬の使用等は、できるだけ避け、より安全なものでこれに代えよう

(4)止むなく使用する場合、テストの「きまり」のあるものについては、必ずこれを励行しよう

(5)ショック用の救急箱を常備しよう

7. 救急チームを作ろう

医師は孤独と云われる。まして、突発事故に際しては、気も動揺して、為す術を忘れることもあろうから、常に近隣医師とのチームワークを保ち、不測の事態に協力できる体制を作っておこう。

8. 前医の批判を止めよう

多くの紛争に「きっかけ」を与えている。この困難なとき、他を誘って己を誇る愚を捨て、明日のわが身を感じて同志相庇護し、もって虎狼を退ぞけよう。

9. 常に診療録を整備しよう

克明な記録が、われわれにとって、絶対の証拠である。殊に、債務不履行訴訟において、

カルテの不備は、致命的となろう。

10 職員と心をかよわせよう

事故に際して、看護婦等職員の証言は重大である。彼我一体となって、事に処するには、常日頃の指導もさることながら、これを心随せしめる徳が必要であろう。

11. 事故に対して自ら過失を認めまい

早急に自己の非を謝することは、相手の情をひくよりも、むしろ後日の不利を招くことが多いであろう、最善をつくしたとの印象こそ大切と思われる。

12. 事故ないし紛争を1人で処理すまい。

1人での処理には、「ぬかり、もあろうし、弱気も出よう。また、同業者への訓えならわし、ともなることを考慮して、無用の面子を捨て、必ず友人や医師会の協力を求めよう。

(県医師会)

趣味



韓国慶州仏国寺の紫霞門

5月の連休に韓国を旅行し慶州を訪れた。慶州は日本の奈良によく似た歴史上の遺産の多い閑静な街である。此の写真は歴史的に有名な仏国寺で西暦535年新羅時代に創建されたが、1592年加藤清正によって凡てを焼き払われたがその後再建された。新婚旅行者が多い、右下のカップルもその1組である (F生)

豆辞典 バルクライン方式

バルクラインとは、船舶の積み荷限界線をさ

す言葉である。之が他に応用されて石炭、米、肥料などの生産費の増減に比例した限界生産費の動きの線を示す統計用語である。米の生産費は、農家の経営条件によって異なり、一般的に大規模農家では生産費が安く、小規模農家では高くなる。従って、政府が生産者米価を決める場合、低い生産費を基礎にすると大部分の農家の生産費がつくなくなれる。そこで生産費の低いほうから順に高いほうへならべ、その80%の生産量をカバーするところに「線」をひき、その生産費を米価算定の基礎にすることを「80%バルクライン方式」という。この方式で算定すれば大部分の農家の生産費をカバーできる。薬価基準算定にも此の方式が採用される。

あ と が き

スモン裁判の和解で、製薬三社は遂に「スモン」と「キノホルム」の因果関係を認めたようである。元来キノホルムは、戦前、外用防腐剤として開発されたものであるが、戦後、安全な著効のある整腸剤として大宣伝、大量販売された。確かにキノホルムは腸炎には著効を呈した。安全と思ったのがスモン病を引きおこしたことは誠に悲惨と云ふ外はない。使用した吾々もなんとなく後味がわるい。今政府は薬効の見直しをやっている。二度と悲惨な薬禍をくりかえさないためにも製薬会社に対する政府の徹底した行政指導がのぞましい。

ふったり、やんだり寒暖定まらないうとうしい日々である。もたつくロッキード事件、やめろ、やめないの党内紛争。世情も亦つゆ空。

いけかへてグラデオラスの真赤かな

(松葉女)

発行所	光市小周防1633の2林医院内 光市医師会 TEL 0833 (77) -2061
発行者	林 孝 之
編集者	会報編集委員会
印刷所	光市御崎町 中村印刷株式会社